

第9回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月8日(木) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市夷隅文化会館 2階 研修室
- 3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳
10番 麻生 等	11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫
13番 吉野 鋭致		
- 4 欠席委員(0名)
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画(案)についてその他

(開会 午後2時50分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦勞様です。

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より令和4年第9回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番、池田委員、議席番号10番、麻生委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1から3は同一の譲受人であるため、まとめて説明いたします。

譲渡人理由はそれぞれ、高齢により耕作出来ないため、譲受人理由は、新規就農のためで、営農については水稻を行う予定です。

申請土地、下布施字後田、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、番号1は売買による所有権移転、番号2、3については賃貸借権設定で、図面番号1です。

譲受人は佐倉市からすでに住民票を移しておりまして、番号1、譲渡人である〇〇さんの家を購入して、本年8月より居住しております。

番号4、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないため、譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。

申請土地、下布施字籠田、地目、田、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないため、譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。

申請土地、岬町谷上字原、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、賃貸借権設定で、図面番号3です。

番号6、7につきましては同一の譲受人のため、まとめて説明いたします。

番号6、譲渡人理由は、遺言執行、特定遺贈のため、譲受人理由は新規就農で、営農については玉葱を行う予定です。

ここで、特定遺贈について説明をいたします。特定遺贈とは、遺言者が相続財産のうち、特定の財産を具体的に特定し、指定した者に遺贈することを指します。

遺言者、登記名義人は亡くなられており、遺言公正証書により譲受人が申請土地を遺贈されるとともに、遺言執行者に指定されております。登記名義人と譲受人との関係は、〇〇と〇〇となります。

法定相続人以外の者へ農地の特定遺贈をする場合は、農地法3条の許可が必要となることから、今回の申請となります。

申請土地、岬町長者字南中宿、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は、贈与による所有権移転、図面番号4です。

番号7、譲渡人理由は、高齢により耕作が出来ないため、譲受人理由は、番号6と同じとなります。

申請土地、日在字南御堂給、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、使用貸借権設定で、図面番号5です。

以上の申請は、農地法第3条の申請要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号4について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

番号1、2、3については、受人の方が同じ〇〇さんという方で、〇〇歳の方です。いままで、この1、2、3については、他の方が耕作はしていたのですが、今回、新規就農の〇〇さんがやるということで、農機具等もトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、あと軽トラと準備して就農するとのことで、特に問題ないと思います。

番号4についても、この受人の〇〇さんがこの近くを耕作しておりまして、今回、この農地を取得しまして、耕作するとのことで、特に問題ないと思います。よろしく審議の程、お願いします。

議長 続きまして、番号5について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。6番、中村です。

この土地はですね、譲受人の畑のすぐ隣の畑となります。現在、梨を植えてあります。今回、高齢ということで、隣の〇〇さんに貸したいとのことでありますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、次の番号6については、12番、松崎委員、番号7については、4番、吉清委員がそれぞれの地区担当となりますが、内容に関連があることから、一括して12番、松崎委員から補足説明をお願いします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

まず、番号6、長者の方の関係なのですけれども、事務局からの説明があったとおり、遺言の執行による贈与という形なのですけれども、法定相続人以外への農地の遺贈という、先程の説明があった関係で、今回の申請になったと聞いております。

番号7の方の〇〇さんの農地についても、渡人と受人の関係は親戚の関係ということでありまして、〇〇さんの方でちょっと体調を崩されたということで作業が出来なくなる関係で、〇〇さんの方に今回お貸しするとの

話しになったと聞いております。現地についても、私と吉清委員と2人で立ち会いまして、お話しをして確認をしております。今回、新規就農という形なので、〇〇筆を加えて下限面積2,000㎡を超えておりますので、要件を守っております。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 それでは、質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきまして、ご説明いたします。

番号1、本件土地は大原青田の田、〇〇〇〇㎡です。いすみ警察署の南東に位置します。図面番号6です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地に該当します。

当初計画内容、貸駐車場。当初許可年月日、令和〇〇年〇〇月〇〇日許可。当初許可指令番号、千葉県夷農指令第〇〇〇〇号の〇〇-〇〇。

変更理由、店舗の建替えによる駐車場の配置変更のため。開発全体計画は〇〇〇〇㎡です。

所要資金は〇〇億〇〇千万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、市建設課に法定外公共物占用許可申請及び道路工事施工承認申請を予定しており、夷隅土木事務所に道路工事施工承認申請を予定しております。都市計画法について、市建設課に令和〇〇年〇〇月〇〇日付で宅地開発事業事前協議申出がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。事務局から説明がありましたが、変更前の案件につきましては、令和〇〇年〇〇月〇〇日の第〇〇回総会におきまして、申請面積〇〇〇〇㎡、貸駐車場、普通車〇〇台として許可相当と判断され、その後、同年〇〇月〇〇日付で許可されたものです。今回の計画変更は、〇〇〇〇の店舗の建て替えに伴う増築、並びに既存駐車場を含む全体計画、面積〇〇〇〇㎡のなかで駐車場台数が〇〇台から〇〇台に増加するものです。申請地周辺は都市計画法に基づく用途地域の第3種農地で、また周辺農地は休耕地や太陽光発電施設が敷設されており、特に問題ないものと思われまます。
以上、ご審議願います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

番号1、本件土地は国府台久保畑の畑〇〇〇〇㎡で、国府台農村青年研修施設の南側に位置します。図面番号7です。

申請地は、新田野駅からおおむね500m以内であることから第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設で、太陽光パネルを115枚を設置するものです。

権利の内容は地上権設定です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係ですが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で変更認定申請済みです。

番号2、本件土地は、若山塩田浦の畑〇〇〇〇㎡で、日在浦海浜公園の北側に位置します。図面番号8です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅、〇〇〇〇㎡、カーポート、〇〇㎡、資材置場及び進入路です。

譲受人は現在東京都内で建設関係の仕事をしておりますが、温暖な気候、永住に適した環境が気に入り、いすみ市に移住する計画を立てました。申請地に住宅を建築し、仕事で使用する資材置場を整備します。

用水は市営水道、排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係ですが、道路法について市建設課に道路占用許可申請予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織 本 委 員 2番の織本です。

隣接地はもう、発電パネルが敷設されておりますので、特に問題ないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、番号2について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

図面番号8を見て頂くと分かるのですが、周辺にはもう住宅が立ち並んでおります。事務局が説明されましたけれども、特に問題ないと思います。

よろしくご審議お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和4年8月18日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は8ページに記載させて頂いております。

賃借権5件、使用貸借権2件、貸付者8名、借受者6名、田、8,872㎡、畑、6,642㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申込者、2名、畑、4,266㎡を、出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案、すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

その他としまして、地目変更登記に係る照会に対する回答につきまして、ご報告いたします。

今回は8月31日までに回答済の8件につきまして、議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しま

した。

以上もちまして、令和4年第9回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、10月の総会ですが、10月6日、木曜日、午後3時から岬公民館大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、9月21日、水曜日と22日、木曜日の2日間となります。現地確認につきましては、9月26日、月曜日及び27日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に記録活動簿ですが、本日、8月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後3時20分)

議事録署名人

議長

5 番委員

1 0 番委員